

最高裁秘書第3304号

令和6年12月2日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長

苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

旧姓使用を認められている裁判官の人事情報が最高裁判所裁判官会議議事録に掲載される場合、裁判官の姓として戸籍姓と旧姓のどちらが表示されているかが分かる文書

(2) 苦情の申出がされた日

令和6年2月6日付け（同月7日受付）

2 答申番号

令和6年度（最情）答申第8号

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）